

期日前投票について

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、投票日前であっても投票日と同じように投票ができます（表1）。

※期日前投票をする場合は、事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を記入のうえ、ご持参ください。

※告示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも、期日前投票をすることができません。その場合は、期日前投票所の受付に申し出てください。

代理投票について

身体の都合などにより自分で投票用紙に記載できない方

令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール町審査入選作品（11点）

不在者投票について

は、投票所の職員が本人に代わって記載します。その際、本人による申し出が必要ですので、希望される方は投票所の受付に申し出てください。

業務に従事するため他市町村に滞在されている方は、従来の不在者投票と同じようにいて不在者投票ができます。

この場合、郵便で投票用紙を請求してからの投票となり、郵便の往復に日数がかかりますので、早めに請求の手続きを行なってください。

また、不在者投票ができる施設として指定されている病院等に入院・入所中の方は、その場所（施設内）で不在者投票ができますので、各施設

の職員に申し出てくださ（表2）。

郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかをお持ちで、（表3）に当てはまる方は自宅で投票できます。

なお、自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になります。希望される方は、早めに申請の手続きを行なってください。

【問い合わせ】

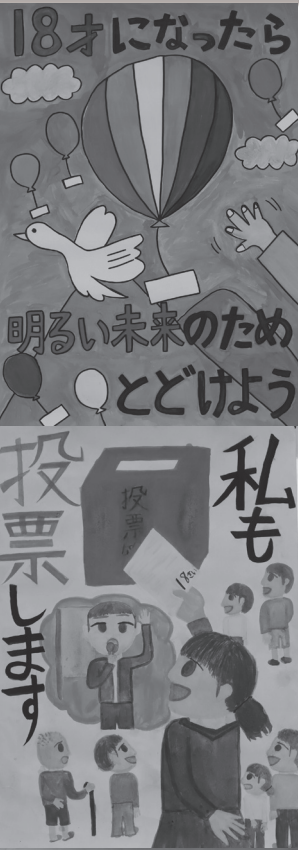
白鷹町選挙管理委員会事務局  
☎ 851-6120

町議会議員選挙（投票日4月23日（日））から17投票区投票所（萩野）の場所が変更になります。

お知らせ

旧：萩野ふれあい館

新：鷹山地区コミュニティセンター



「令和4年度明るい選挙啓発標語 最優秀賞」

ボクのため  
大きくなあれ!

この一ぴょう

鮎貝小学校3年 佐藤蒼大

統一地方選挙が行われます。

投票できる方

入場券について

●県議会議員選挙

令和4年12月30日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成17年4月10日以前に生まれた方。なお、令和4年12月30日以降に転入された方は、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

●町議会議員選挙

令和5年1月17日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成17年4月24日以前に生まれた方。

入場券は、忘れずに持参してください。もし入場券を紛失した場合でも投票できますので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

なお、山形県議会議員選挙の入場券は、3月13日現在の居住地で発行します。3月14日以降に転居された方は、前居住地の投票所で投票してください。

また、白鷹町議会議員選挙の入場券は、3月30日現在の居住地で発行します。3月31日以降に転居された方は、前居住地の投票所で投票してください。

(表1) 期日前投票の場所と日時

種類	場所	日時
山形県議会議員選挙	中央公民館	4月1日(土) 4月8日(土)
	ミーティングコーナー	午前8時30分 午後8時
白鷹町議会議員選挙	中央公民館	4月19日(水) 4月22日(土)
	ミーティングコーナー	午前8時30分 午後8時

(表2)

入院・入所中の方が投票できる場所

種類	場所
町内の指定施設	・白鷹町立病院
	・白光園
	・マイスカイ中山
	・白鷹あゆみの園
町外の指定施設	お問い合わせください

(表3) 郵便等による投票ができる方

種類	障がいの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢等	1級もしくは2級
	内臓機能	1級もしくは3級
	免疫等	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢	特別項症から第2項症まで
	もしくは体幹	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	内臓機能	特別項症から第3項症まで
	介護保険法上の要介護者	要介護5



明るい未来につながる一票

投票箱

